

■第2回カンボジア民法・民事訴訟法運用改善支援研修（不動産登記法関連）を実施しました。

令和2年1月27（月）から同月31日（金）までの間、独立行政法人国際協力機構（JICA）東京センター及び法務省赤れんが棟などで、第2回カンボジア民法・民事訴訟法運用改善支援研修（不動産登記法関連）を実施しました。

日本は、これまでカンボジアに対し、民法や民事訴訟法の起草支援や「民法関連の不動産登記手続に関する共同省令」及び「民事訴訟法に関する不動産登記共同省令」の起草支援を行ってきました。

そして、現在、カンボジアでは、国土管理都市計画建設省（国土省）と司法省が協力して土地法の改正に取り組んでおり、日本は、その中に組み込む不動産登記に関する規定の起草を支援しています。

今回の本邦研修は、国土省のテーン・チャン・サンバー長官を始め、この起草に関わる国土省や司法省の職員など合計13名を日本にお招きして実施しました。



【集合写真】

この研修では、日本の不動産登記について、その手続や経済発展にどのように寄与したかに関する講義、日本における不動産取引及び金融活動の実態と不動産登記の意義に関する講義、不動産物権変動に関する規律の在り方、不動産登記法制の規定を検討するに当たっての考え方などについての講義及び意見交換を実施しました。また、日本司法書士会連合会を訪問し、不動産取引の実務や司法書士が不動産取引において果たす役割についての講義を実施し、さらに、日本の不動産登記手続の処理が全国一律に実施されていることを学ぶために地方法務局を訪問しました。



【新井克美都城市代表監査委員による
日本の経済発展における不動産登記の意義に関する講義の様子】



【松本恒雄一橋大学名誉教授による
不動産物権変動に関する規律の在り方に関する講義の様子】



【南敏文弁護士による
不動産登記法制の規定を検討するに当たっての考え方に関する講義の様子】

また、国土省からの研修参加者から、カンボジアにおける土地登記制度に関する発表や、司法省からの研修参加者から、現在検討している不動産登記の規定の草案に関する発表がありました。



【国土省からの研修参加者の発表風景】



【司法省からの研修参加者の発表風景】

研修参加者からは、この本邦研修について、「日本の制度をよく理解できた。」「カンボジアの不動産登記に関する規定を考える際の参考になった。」などの感想をいただきました。

この本邦研修に御協力いただきました講師の先生を始め、関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。